

※以下の項目について、確認・理解した上でチェックしてください。

- 今年度の東京労働局配信の動画「新規学校卒業者の採用について」を視聴しました。  
※高卒求人申請が初めての場合は、視聴のうえでご来所をお願いします。
- 求人数が充足しない限り、求人申込みを行った翌年6月末まで有効となること。  
(研修日程等により翌年6月末まで募集できない場合などは受付期間の設定をしたうえで求人作成することをお勧めします)
- 求人の途中取消、求人数の削減、求人内容の変更は原則できない。
- 求人数は「高卒」の採用人数であり、他の求人(大卒、中途採用)とあわせていない。
- 推薦依頼校を希望する場合は、推薦依頼校一覧を当所に提出すること。
- 学校訪問(学校への求人票送付)は7月1日から可能となるが、その際は必ず「ハローワークの確認印が押印された求人票」を使用すること。(加工禁止)
- 職場見学時、生徒に状況を聞いたりアンケートや選考に繋がる質問をしないこと。
- 9月5日以降に応募書類を受付次第、速やかに選考日程を学校を通じて本人に連絡すること。
- 選考開始は9月16日以降に実施すること。また、生徒により実施内容が異なるなど、不公平とならないようにすること。
- 求人票に記載の無いものを選考時に行わないこと。(アンケートを含む)
- 応募者の「基本的人権」を尊重し、「適性と能力」に基づいた基準により、必ず面接を含めた選考を実施すること。家族や生活環境、出身地など、就職差別に繋がるおそれのある質問を行わないこと。
- 採用試験の結果通知については、学校及び学校を通じて応募者に文書により通知し、採否結果は原則7日以内に速やかに通知すること。なお、不採用者があった場合は応募書類を学校に返却し、合わせて不採用理由を通知すること。
- 入社日までは「就職承諾書」以外の提出は求めないこと。内定した生徒への連絡は卒業までは学校の先生を通して行うこと。また、卒業前実習、教育、研修等にあたっては、学校教育に支障をきたすことが考えられるため、入社後に事業主の指揮命令のもとで実施すること。
- 内定した場合は、「新規高卒者採用内定状況報告書」によりハローワークへ報告すること。

令和 年 月 日

事業所名:

担当者名:

\* インターンシップ等(中学生・高校生)の受け入れについてのアンケートにご協力をお願いします。

中学生・高校生の、職場体験・インターンシップの受け入れは可能ですか？

受け入れ可能 → 中学生可 高校生可

その場合、ハローワークから学校へ情報提供することは、 可 不可

受け入れ不可